

「2020 直前ファイナル答練」受講生の皆様へ

直前ファイナル答練
全国公開模試 第 4 回 解答・解説冊子
について解説文の補足説明のお知らせ

この度は弊社「2020 直前ファイナル答練」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

同講座の 2020 直前ファイナル答練第 4 回 解答・解説冊子 (CU20264) の第 3 問肢イの解説文に下記下線部分を補足説明として加筆致します。

内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

補足箇所	2020 直前ファイナル答練第 4 回 解答・解説冊子 (CU20264) 8 頁 第 3 問 肢イ解説
解説	<p>遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずるが (民 985 I)、判例は、「特定の遺産を特定の相続人に『相続させる』趣旨の遺言があった場合には、遺贈と解すべき特段の事情がない限り、原則として、当該財産を当該相続人をして単独で相続させる遺産分割の方法を指定 (民 908 参照) するものである」とし、当該遺産は、遺産分割手続を経ることなく相続開始と同時に当該相続人に帰属するとしている (最高裁判例平 3.4.19)。また、「相続させる」趣旨の遺言による権利の取得は、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるのではなく、したがって、「相続させる」趣旨の遺言によって不動産を取得した相続人は、その権利を登記なくして第三者に対抗することができるものとしている (最高裁判例平 14.6.10)。しかし、かかる判例を前提とすると、<u>遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者、債務者等の利益を害する上、登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがあった。そこで、遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者、債務者等の利益や第三者の取引の安全を確保する必要性から、平成 30 年の民法改正により、相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、民法第 900 条及び第 901 条の規定により算定した相続分 (いわゆる「法定相続分」) を超える部分については、対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない (民 899 の 2) とされた。すなわち、法定相続分を超える部分については、遺言という意思表示によって権利変動が生じるところ、この点では一般的な取引と取扱いを異にする必要性はないと考えられ、相続による法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗できないこととされた。</u></p>

以上

(株) 東京リーガルマインド
 コールセンター
 0570-064-464
 平日 09:30~20:00
 土・祝 10:00~19:00
 日 10:00~18:00



CU20288

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。
 ※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。